

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	国際移住機関（IOM）分担金	種別	分担金	30年度 予算額	597,425千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	国際移住機関（IOM）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1） 設立経緯等・目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1951年に「暫定欧州移民移動政府間委員会」として設立。第二次世界大戦により避難民となった1,100万人を支援。1989年に国際移住機関（IOM）となる。2016年に世界的な人の移動（移住）を専門に扱う唯一の国連機関となる。 ・「正規のルートを通して、人としての権利と尊厳を保障する形で行われる人の移動は、移民と社会の双方に利益をもたらす」という基本理念に基づき活動を実施。2018年5月現在、加盟国は169か国。 ・今日、有史以来最も多い10億人（世界の7人に1人）が移民と推計されている中、避難民支援、出入国・国境管理の強化、海外在住専門家の帰国支援等を行っている。 <p>（2） 拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、管理予算として、本部や地域事務所など個別のプロジェクトに関与しない職員の人件費、組織維持費等のために充てられる。これにより、IOMにより様々な形態での「人の移動」に係る支援が行われ、人としての権利と尊厳が保障される形で人の移動を促進し、ひいては国際社会の安定化の促進を図る。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ・IOMは、欧州難民・移民問題、ミャンマーからの避難民支援等に代表される世界各地で発生する移民問題に際して、国際社会に支援の必要性を訴えつつ、脆弱な環境下の移民に対し機動的かつ迅速な支援を行う移民支援分野で主導的役割を果たすことにより、移民ひとりひとりの命と尊厳を守るとともに世界・地域の一層の不安定化を防いでいる。 ・2015年に、IOMの活動原則及び目標として策定された「移住ガバナンス・フレームワーク(MiGOF)」が、IOM加盟国の移住及び移民に関する政策立案の指針としても活用されている。IOMはMiGOFをもとに、2016～2020年を対象期間としたグローバル・レベルの成果目標や戦略である「グローバル成果枠組み」(Global Results Framework)を策定しており、これに基づく成果は2017年6月に初めて年次報告として加盟国に提出された。地域・国レベルの戦略目標も同枠組みに基づいている。2018年10月に新事務局長が就任すること、2018年12月に採択を目指す「安全で秩序だった正規の移住に関するグローバル・コンパクト」(後述)に沿った内容にする必要があることから、2019～2020年に同枠組みの見直しが行われる予定。 ・「パリ・プロセス」(密入国・人身取引及び国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議フォローアップ・プロセス)、「コロンボ・プロセス」(アジア地域における海外雇用と契約労働者の管理に関する地域協議プロセス)など、移住に関する14の地域の協議プロセスに関わり、政府間協議の準備や運営、ホームページの運営等のロジスティクスを担当している。 ・人の移動に関する背景や現状への理解を深め、共通の課題についてIOM加盟国が議論する場として、2001年以来、「移住に関する国際対話」を毎年2回、主催している。 ・安倍内閣総理大臣が出席した2016年の「難民及び移民に関する国連サミット」(難民移民等の「大規模な人の移動」を包括的に扱う初のサミット)で採択された「難民及び移民のためのニューヨーク宣言」に基づき、2018年の採択を目指す「安全で秩序だった正規の移住に関するグローバル・コンパクト」(移住に関する国際的な取組方針)策定に準備段階から関わり、IOMの知見と情報力を活用し、2017年2月より実施されたテーマ別会合、2018年2月より開始された政府間交渉の議題設定やドラフトの修文等に協力しているほか、同コンパクトの参加国から、同コンパクト策定段階のみならず、策定後のフォローアップ・レビューでもIOMが主導的な役割を果たすことが求められている。 ・持続可能な開発目標(SDGs)の目標10.7(計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する)の達成に貢献するため、上記MiGOFで具体的な原則・目標を設定し、国連経済社会局(UNDESA)とともに目標10.7の共同管理者の役割を果たしている。また、Economic Intelligence Unit(英雑誌エコノミストの調査部門)と協力し、移住ガバナンス・インディケータ(Migration Governance Indicators(MGI))、各国の移民ガバナンスの政策や制度を評価するための指標を開発。 ・SDGsの目標17.18(非集計型データの向上)に関し、調査会社ギャラップ社と協力し、移民についてのグローバルなデータ・システムの開発に取り組み、こうした指標やデータを、SDGsの達成に向け、各国に提供する等の貢献を行っている。 						

- ・目標 5.2 及び 8.7, 16.2 (いずれも人身取引の撲滅関連) に関しては、人身取引被害者への直接支援を実施すると同時に政府機関へのキャパシティビルディング、啓発活動を通じて直接的に貢献している。
- ・目標 4.b (奨学金の増加), 8.8 (移住労働者の権利の保護), 10.c (送金コストの引下げ), 17.16 (グローバル・パートナーシップ), 17.17 (官・民・市民社会との連携), 1.5 及び 13.1-3 (気候変動・災害・社会経済的ショックへのレジリエンス), 3.8 (保健サービスへのアクセス向上), 11.b (都市の総合政策) についても、移住に関連する目標として、活動を通じて貢献に努めている。
- ・取組の成果については、年次報告書の形で加盟国に配布するほか、本部や各地域・国事務所のホームページや SNS, 出版物等で広く一般に向け発信しアピールしている。また、IOM 事務局長訪日の際には、メディアとのインタビュー、市民社会との意見交換会を設定し、IOM 事業の啓発活動・広報に努めている。また、日本国内の大学等での講義を積極的に行っている。
- ・2017 年は自発的な帰国移住の支援が 72,176 人、移民・難民の乗り継ぎ支援 118,308 人、難民の再定住支援 137,839 人、移民の人材育成 72,529 人、保健支援 345,000 人、人身取引の被害者支援が 8,700 人 を対象に行われた。
- ・出版物は、1,518 件(2017 年)。
- ・日本では、大学等での講義が、20 件実施された (2017 年)。
- ・SDGs の目標 10.7 に関し、上記の移住ガバナンス・インディケーターを使用し、2018 年 5 月現在までに、39 か国でのアセスメントを行った。
- ・目標 17.18 (非集計型データの向上) に関し、調査会社ギャラップ社と協力し、移民についてのグローバルなデータ・システムの開発、SDGs に関連するデータを移民と非移民で区別して収集することに取組み、こうした指標やデータを、SDGs の達成に向け、各国に提供する等の貢献を行っている。IOM グローバル移住データ分析センター (在ベルリン) は 2017 年 7 月、ギャラップ社のデータを活用し、世界の潜在的移民を推計する報告書を発行した。
- ・目標 5.2 及び 8.7, 16.2 (人身取引の撲滅) に関しては、上記のとおり、2017 年には人身取引被害者 8,700 人への直接支援を実施すると同時に、政府機関へのキャパシティビルディング、啓発活動を通じて直接的に貢献している。
- ・日本の支援を受けた案件の成果を積極的に発信 (物資・機材へのロゴステッカーの貼付、建造物への紹介用看板の設置、事業開始時のセレモニーの実施、事業関連配布資料へのロゴの掲載、事業実施国での報道の促進等) し、日本のビジビリティの確保に貢献した。
- ・難民、避難民などを含む移民支援活動においては、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) とも連携して活動を実施し、両組織の設立以来、長いパートナーシップ関係を維持している。それぞれの比較優位性及び専門性に基づき、それぞれのマンデートに基づく専門分野において、より組織的、計画的な役割分担を通して、様々な種類の人の移動に関わる支援を相互補完的に行うことを目指し、1997 年に覚書を締結しているが、それに加え、2017 年には、人の移動に関するステートメントやメディア情報の発出に際し、協力を深めるために、「コミュニケーションや啓発活動における協力強化の枠組み」文書に署名した。特にバングラデシュにおいては、2013 年以来、バングラデシュ政府より、IOM がミャンマーからの避難民支援のリード機関に任命され、2017 年の大規模な避難民流入後も引き続き、支援の調整役を要請された。現地情勢の変化に対応しつつ、現在もバングラデシュ政府主導のもと、UNHCR、国連常駐代表と協同して、支援方針等の協議、調整において中心的な役割を果たすとともに、現場レベルにおいては、IOM がセクター間調整グループ事務局に対して運営サポートを提供している。
- ・2018 年、IOM は FAO とともに、国連システム内での移住に関する主要な協議の場である「グローバル移住グループ (Global Migration Group)」の共同議長を務めており、移住の課題に対するより包括的、一貫性のあるアプローチを推進することに貢献している。
- ・その他の国連機関とは、国連開発計画 (UNDP)、国連人間居住計画 (UN-HABITAT)、国連児童基金 (UNICEF) とは覚書に基づき連携、協力を行っており、また、2018 年には世界銀行との連携・協力に関する覚書に署名した。
- ・2016 年 9 月に国連関係機関となって以降、IOM は上記のグローバル移住グループの他、5 つの国連調整グループに正式加入し、本部及び現場レベルでの調整や重複の回避に向けた取組を行っている。

<p>2 組織・財政マネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2016年，実施主体：ガーナ政府会計検査局，報告・提出月：2017年6月，結果及び対応：財務報告は適正に作成されているとの意見であった。他に47件の改善勧告があったが，2017年10～11月開催の「財政とプログラムの常設委員会」会合において，既に19件が対処された旨，加盟国に報告された（同常設委員会の開催ごとに対応状況が報告される。）。 ・外部監査は，毎年，組織全体の財務や運営について行われている。また，本部のみならず各国のIOM事務所の会計報告書の監査も行われ，概要が公表されている。2016年から2018年まではガーナ政府会計検査局による外部監査が実施された。 ・内部監査 対象年度：2016年7月～2017年6月（「監査官室活動報告書」），報告・提出月：2017年10月， <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象期間中，37か所の事務所監査，システム及び内部プロセスの監査として，助成事業に関する一般統制の監査1件及び地域事務所での調達機能の監査1件，また，本部と二つの管理センターにおけるネットワーク脆弱性アセスメントを行った。これらの内部監査を通じて合計708件の勧告が行われたが，そのうち237件がリスクの高いものであった。報告が提出された時点ですでに，対処されていない勧告は336件となっていた。同報告で毎年対処の状況が報告される。 ・財政状況の報告 報告 提出月：2018年6月（2017年度） ・2015年10月危機管理に関する内部監査が行われ，その結果に基づいて，より効果的な危機管理を行うために危機管理に関する国際基準であるISO31000:2009に則った措置が取られている。 ・大幅な機構改革を実施し，徹底したコスト削減を行い，アカウントビリティと予算の透明化に尽力。特に他の国際機関に先駆けて本部官房機能の大部分（会計，法務，人事，調達等）を，ジュネーブ本部から人件費が安いマニラとパナマに移転させたことは，加盟国により評価されており，こうした機構改革により現在も年に約12百万ドルの経費節約を実現している。 ・2018年5月時点で，国際職員の割合は職員全体の13%と低く，87%が現地職員で，人件費を抑制し，スリムな組織体系と人員の効率的活用に貢献している。 ・経費削減のため，職員の渡航費については，本部の職員渡航ユニットが，職員は全員エコノミークラスで低コストの航空券を購入するよう厳しく監視。 ・IOMは，組織の会計・予算管理手順を新しい国際公会計基準（IPSAS）の水準や，ビジネス・プロセスに合致するよう調整しており，IPSAS認証のためのスタッフ・トレーニングを実施中であり，2018年5月時点で，既に100人以上が修了証を保持。 ・世界人道サミット及びグランド・バーゲン・プロセスへの取組の一環として，IOMは2017年に国際援助透明性イニシアティブ（IATI）への取組に加入したところ，2018年に，最初の部分的なデータ・ポートフォリオを提出し，今後，支援活動の透明性と説明責任をさらに向上させるために，IATI指定の様式に合うよう組織全体でのデータ・システムの強化，調整を行っている。 ・2017年11月に開催されたIOMの「財政とプログラムの常設委員会」会合において，我が方より，年次報告の中に各国が派遣するJPOの人的・財政的貢献が認識される書きぶりにすることを求め，受け入れられる予定。
<p>3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・IOMが実施している難民・国内避難民支援，人身取引対策，緊急人道支援等の「人の移動」にかかる多岐にわたる支援は，日本が重要外交方針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献している。分担金の成果は上記1のとおり。 ・IOMは，退避勧告等が発出されているなど日本だけでは支援が困難な地域・国における人道支援を実施している。 ・IOM総会，財政とプログラムの常設委員会，IOMと国連の関係に関する作業部会，予算改革作業部会等にIOM加盟国として参加し，日本政府の意向を伝達している。 ・スウィング事務局長（任期2008年～2018年）は，2008年の就任以来毎年訪日しており，本年3月の訪日の際には，河野外務大臣を表敬訪問した。大臣からは，IOMが機構改革を実施してきたことや，アジアを始め世界各地での人道危機への対応を効果的に実施していることを高く評価していること等に言及し，これに対し，スウィングIOM事務局長から，日本からの支援に感謝を表明するとともに，人道危機への対応において日本は重要なパートナーであり，今後も協力強化を図っていきたいとの言及があった。また，その際，同事務局長は，外務省とのIOMとの共催である外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ「外国人と進める地域の活性化」に参加し，基調講演を行ったほか，日本政府幹部とも意見交換を行った。 ・2017年12月に実施されたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）フォーラムには，ウィーカーズIOM本部移住保健課長が参加した。 ・日本企業との協力

	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年9月に国連関係機関となって以降、IOMは、外務省主催の国連ビジネスフォーラムに参加し、日本企業との連携強化に努めている。 ・日本企業が参加しているIOMの主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ソマリア、エチオピア、シエラレオネ等での性暴力対策支援（日本企業がソーラーランタンを提供）。 ・ケニアで空港での国境管理能力強化支援（日本企業がセキュリティシステムを導入）。 ・ソマリアでのコミュニティ安定化支援（日本企業の乾燥地での農業を可能にする発泡ガラスを活用） ・ソマリア、シエラレオネ、ケニアでの水・衛生事業（日本企業の浄水剤を活用） ・シエラレオネでの教育支援（日本企業のeラーニングシステムを導入） ・NGO・NPOとの協力 <ul style="list-style-type: none"> ・日本のNGO・NPOが参加しているIOM実施事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ヨルダンにおいては、日本国際民間協力会（NICCO）と、シリア難民が食糧と生活物資を受け取るためのバウチャー配布で協力。 ・ケニアにおいては、ピースウィンズ・ジャパンが、若者への職業訓練等、難民受入れコミュニティの活性化支援に協力。 ・チャドでは、女性帰還民に対する生計向上支援で、ソーラーネットが手作りソーラーパネルの指導を実施した。 						
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
<p>169 1,467 25 1 1.7% 23 1</p> <p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年12月現在、日本人職員が、マニラ管理サポートセンターの法務部契約課課長（P5）、駐日代表（P5）、ミャンマー事務所代表（D1）を務めている。 (注) IOMは、人事面でのコスト削減の観点からも、ハイランクへの登用を抑制しており、P5以上が幹部レベル。ただし、上記表には含まれていない。 ・IOMでは、コンサルタントとして1名、JPOとして8名、駐日事務所他現地事務所での現地採用として6名、インターンとして5名、その他ランクなしの職員として本部や現地事務所で7名の日本人（計26名）が採用されている。そのうち、6名は駐日事務所のスタッフ。 ・2018年2月、IOMは、フランス・リヨンにおいて開催された在ジュネーブ国際機関日本政府代表部の主催の国連機関就職ガイダンスに参加。 ・日本人が積極的に求められる人事ポストについて、当該ポストのあるIOM事務所と連携の上、IOM駐日事務所がウェブサイトやSNS、メーリングリスト等の国内の媒体を通じても空席情報を発信している。 ・IOMに派遣された日本人JPOは、JPO期間終了後、95%の高い定着率を誇る。 							
5 PDCAサイクルの確保等	PLAN	加盟国に義務的に課される分担金（管理予算）は国連分担金率に準拠しIOM総会で決定。					
	DO	IOMが予算を執行。日本によるモニタリング（IOM本部から在ジュネーブ日本政府代表への報告）。					
	CHECK	年次活動報告、財務報告、監査報告、また2015年から作成されている「組織効率性報告」を踏まえ、外務省が確認・評価。					
	ACT	在ジュネーブ日本政府代表部とIOM本部の間での意見交換やIOM幹部訪日等を通じて、問題点の指摘やより効率的な運営に向けて検討。 加盟国として、毎年11月頃に定期的開催される総会や、通常年に2回開催される財政とプログラムの常設委員会を通じて、分担金のより効率的な活用の要望を表明し、次年度の会計の予算案に反映されるように働きかけている。					
<ul style="list-style-type: none"> ・分担金は、用途を特定せずIOMの管理予算に組み込まれるため、日本からの分担金の用途のみ特定することはできない。 							
担当課室名	緊急・人道支援課						